

第 5 節 小山町史

1 第 2 卷

●三 村の開発 (pp.315-372)

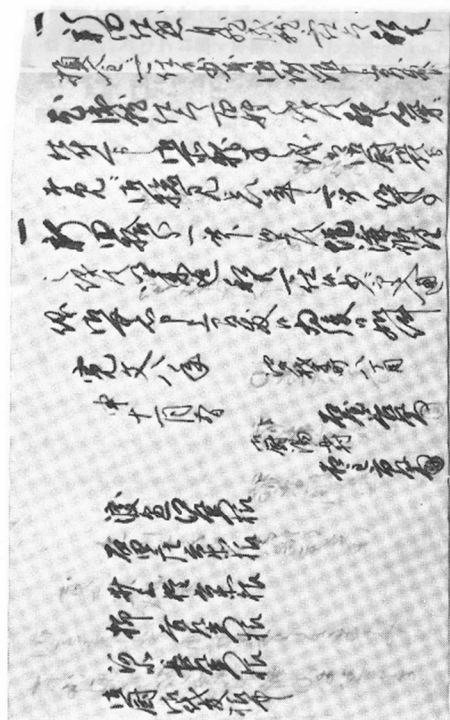
1 阿多野新田の成立と展開

119 寛文四年三月 江戸京橋臺町字右衛門・湯船村臺平次河名阿多野原開発につき一札

一 新田拾分一被下候上は、堤溝修理之義は、以来迄私共可仕候、少ニても入用之御無心申上間敷候、仍而為後日如件

寛文四年 三月五日 湯船村名主

江戸京橋臺町
すゝや 字右衛門⑧



されて後四年目より年貢を課せられること、開発費用はすべて両人が負担すること、開発が失敗に終っても両人の責任であり藩に迷惑はかけないこと、開発後の堤や溝の修理も両人が負担することなどが取りきめられている。なお、この計画が実現にまではいたらなかったことが史料¹²⁰より容易に推定できる。

316

120 (二六八)
寛文八年十一月 江戸材木町善左衛門・湯船村市左衛門両名阿多野原開発につき一札

指上申一札之事

- 一 御厨御領分阿多野原三新田見立御訴訟申上候処二、被仰付奉存候、新田出来仕候ハ、御領分之内は拾分一可被下候、拾分一二被下候外の新田は、出来仕候年々七年作取二仕、八年目御年貢指上可申事
- 一 畑方之儀は三年作取二仕、四年目御見分次第第二御年貢指上可申候
- 一 右之新田二付、金銀之儀は不及申二、竹木何二而も入

用之儀御訴訟仕間敷候、竹木井人足等入用之儀ハ、以相对相調可申事

- 一 新田仕懸自然成就不仕候ハ、私共損金三可仕候、少も御訴訟申上間敷候、尤成就仕候ハ、百姓之儀は私共心次第三仕付可申候、御所務方之儀は、御厨御領分なみ二御検見を以、年々可被仰付候事
- 一 新田拾分一被下候上は、堤溝修理之儀は、以来迄私共可仕候、少二而も入用之儀御無心申上間敷候、為後日如件

寛文八年

江戸材木町八丁目

申十一月五日

石屋善左衛門印

御厨湯舟村

名主市左衛門印

渡辺郷左衛門様

石田庄兵衛様

井上権兵衛様

柳吉左衛門様

河北長左衛門様

317

(寛書)
御厨御代官様中
右御厨領阿多野原新田於出来は、相定表書之通相違有之
間敷者也

寛文八年^(二六六)申年

十一月十五日

真鍋伊兵衛
稲葉酒之允^④
稲葉伊織^④
田辺権太夫^④

江戸材木町八町目

石屋善左衛門殿

御厨湯舟村名主

市左衛門方

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕 市左衛門らの計画の四年後、江戸材木町の石屋善左衛門と湯船村名主市左衛門の両名が、同様に藩に提出した一札である。取りきめの内容は市左衛門らの場合とはほぼ変わらないが、ここでは鎮下年季が田方で七年となっている点が異なる。また、いずれの場合も地元の開発者は湯船村の名主で、

敷候、其時一言之子細申間敷候、為後日手形如件

寛文八年

ミくりや湯船村

申十一月十二日

池谷市左衛門^④

喜多善左衛門殿

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕 開発に着手するにあたり、善左衛門・市左衛門の両人は、各自の役割と取り分に關して手形を交換した。ここにあげたのは、市左衛門から善左衛門へあてての手形であり、史料12は善左衛門から市左衛門へのものである。ここから「金本」すなわち出資者は善左衛門だったことがわかる。百姓たちを呼び寄せたりすることや万般にわたる所務は、両者相談の上で行なうとされた。また、両者の取り分は善左衛門五・五に対し市左衛門四・五の割合とされた。

122 寛文八年十一月 阿多野新田作徳などにつき善左衛門手形控

相定申手形之事

寛文四年には喜平次、ここでは市左衛門とある。両人が同一の印形を使用していることからみて、おそらく同一家族内の者同士か、あるいは同一人物であった可能性もある。

121 寛文八年十一月 阿多野新田作徳などにつき湯船村市左衛門手形

相定申手形之事

一 今度 美濃守様御領分ミくりや之内あだ野原、新田ニ仕立申ニ付、其方金本ニ頼申候、金銀入用之儀何程入候共、其方々御出シ可被成候、新田出来以後、田畑売申候か、又ハ作徳ニ而も、右入目之金銀何程ニ而も其方へ御引取可被成候、其上ニ而割之儀は田畑作徳并拾分毫ニ被下候田畑ともニ、拾ヲ割四ツ半此方へ取可申候、残而五ツ半ハ其方へ御取可被成候事

一 從 殿様被下候御証文、其方へ相渡シ申候

一 百姓仕付万事所務方、諸事相談を以可仕候、若手ぬき成ル義仕候は、右田畑作徳并拾分毫之田畑を反も取申間

一 今度美濃守様御領分御厨之内、阿多野原之新田仕立申ニ付、我等金元致候、金銀之儀は何程入候共、此方々出シ可申候、新田出来以後田畑売申候歟、又は作徳ニ而も、右入用之金銀何程ニ而も此方へ引取可申候、其上ニ而割之儀は田畑作徳并十分一二被下候田畑共ニ、拾ヲ割五ツ半此方江取可申候、残而四ツ半は其方へ相渡可申候

一 殿様々被下候御証文、此方へ受取申候

一 百姓仕付万事所務方、諸事相談を以可仕候、若手ぬき成ル義仕候ハ、右之田畑作徳并十分一二被下候田畑共ニ、毫反も取申間敷候、其時一言之子細申間敷候、為後日如件

寛文八年申ノ十一月十二日 喜多善左衛門

池谷市左衛門殿

(湯船 池谷晴信氏藏)

3 村の開発

123

寛文十二年十月 阿多野新田検地帳

(表紙)

寛文拾一年阿多野原新田御検地帳
亥ノ
十月四日

(裏)

一水ノ元 田 貳拾七間	貳反五畝六歩	長右衛門	一田 貳拾七間	一休ノ場 田 貳拾三間	壹反六畝三歩	同	人
一田 貳拾四間	九畝拾歩	同	一田 貳拾八間	一田 貳拾八間	壹反九畝六歩	同	人
一田 貳拾六間	壹反九畝貳拾八歩	同	一田 貳拾七間	一田 貳拾八間	貳反五畝六歩	同	人
一田 貳拾三間	壹反拾歩	同	一田 貳拾六間	一田 貳拾六間	三反五畝拾四歩	同	人
一田 貳拾八間	七畝六歩	同	一田 九畝拾四間	一田 九畝拾四間	壹反九畝貳拾四歩	同	人
一田 貳拾四間	壹反貳畝四歩	同	一田 貳拾七間	一田 貳拾七間	貳反四畝貳拾歩	同	人
一田 拾貳間半	八畝貳歩	同	一田 拾五間	一田 拾五間	壹反六畝拾四歩	同	人
一田 拾貳間半	八畝貳歩	同	一田 拾五間	一田 拾五間	八畝歩	同	人
一田 拾四間半	六畝貳拾壹歩	同	一田 拾五間	一田 拾五間	壹反三畝六歩	同	人
一田 貳拾九間	壹反九畝拾歩	同	一田 拾三間	一田 拾三間	壹反六歩	同	人
一田 九畝拾四間	壹反六歩	同	一田 貳拾八間	一田 貳拾八間	壹反六歩	同	人
一田 拾三間	壹反八畝四歩	同	一田 貳拾貳間	一田 貳拾貳間	壹反貳畝拾四歩	同	人
一田 拾八間	壹反貳畝拾八歩	同	一田 拾六間	一田 拾六間	壹反貳畝拾四歩	同	人
一田 拾六間	八畝拾六歩	同	一田 貳拾貳間	一田 貳拾貳間	三反六畝拾貳歩	同	人
一田 拾六間	貳畝拾六歩	同	一田 拾七間	一田 拾七間	貳反七畝貳拾三歩	同	人
一田 貳拾貳間	壹反四畝貳拾壹歩	同	一田 拾七間	一田 拾七間	三反壹畝貳拾貳歩	同	人
一田 拾貳間	壹反三畝六歩	同	一田 拾七間	一田 拾七間	五畝四歩	同	人
一田 拾三間	八畝七歩	同	一田 拾三間半	一田 拾三間半	壹反八畝四歩	同	人
一田 貳拾間	壹反四畝貳拾壹歩	同	一田 貳拾貳間	一田 貳拾貳間	貳反三畝拾四歩	同	人
一田 拾六間	壹反五畝拾八歩	同	一田 拾九間	一田 拾九間	貳反貳畝三歩	同	人

321

320

一	同所	拾四間半	貳反五畝拾五步	同	人	一	山畔	拾三間	五畝六步	同	人
一	同所	拾四間半	貳反八畝拾七步	同	人	一	同所	拾三間	九畝貳步	同	人
一	山畔	拾三間	壹反五畝拾貳步	同	人	一	同所	拾五間	三反貳畝拾八步	同	人
一	同所	拾貳間	壹反五畝拾貳步	同	人	一	水元道	拾三間	壹反拾步	同	人
一	同所	拾六間	貳反五畝拾八步	同	人	一	池田	拾五間	八畝拾五步	同	人
一	同所	拾貳間	壹反五畝六步	同	人	一	同所	拾七間	四畝拾三步	同	人
一	同所	拾貳間半	壹反五畝貳拾貳步	同	人	一	同所	拾九間	六畝拾步	同	人
一	同所	拾三間	壹反六畝步	同	人	一	同所	拾七間	七畝步	同	人
一	同所	拾七間	壹反八畝步	同	人	一	佐野川	拾三間	七反八畝三步	同	人
一	路	拾四間	三反貳畝步	同	人	一	清來	拾四間	五畝拾八步	同	人
一	同所	拾七間	貳反八畝拾四步	同	人	一	同所	拾八間	八畝拾貳步	同	人
一	同所	拾六間	壹反貳畝八步	同	人	一	同所	拾七間	六畝九步	同	人
一	同所	拾貳間半	七畝貳拾步	同	人	一	同所	拾四間半	七畝八步	同	人
一	同所	拾六間	八畝拾貳步	同	人	一	同所	拾七間	貳畝拾四步	同	人
一	同所	拾三間	壹反貳畝三步	同	人	一	同所	八間	貳畝四步	同	人
一	同所	拾七間	八畝拾七步	同	人	一	同所	拾貳間	四畝步	同	人
一	同所	拾四間	七畝六步	同	人	一	同所	拾四間	四畝拾步	同	人
一	同所	拾四間	三畝拾貳步	同	人	一	同所	八八間	貳畝四步	同	人
一	同所	拾三間	八畝步	同	人	一	清來	拾貳間	四畝步	同	人
一	同所	拾九間	壹反貳拾三步	同	人	一	同所	拾四間	四畝拾步	同	人
一	同所	拾八間	九畝拾八步	同	人	一	同所	拾四間	五畝拾八步	同	人
一	同所	拾四間半	四畝拾七步	同	人	一	同所	拾四間半	四畝拾七步	同	人
一	同所	拾七間	六畝拾四步	同	人	一	同所	拾八間半	四畝拾步	同	人
一	同所	拾六間	六畝拾貳步	同	人	一	同所	拾八間半	五畝拾貳步	同	人

新田覺
(77)
宝文十一年

(77)
寶文十一年亥、十月四日

田 地 元

一水元	廿七間	式反五畝六步	湯舟村	市左衛門持
一同所	續立十八間	九畝拾步	同	人
一同所	立十四間	壹反九畝廿八步	同	人
一同所	拾三間	壹反拾步	同	人
一同所	道上十八間	七畝六步	同	人
一同所	田十六間	壹反貳畝四步	同	人
一水元	道上廿七間半	八畝貳步	湯舟村	市左衛門持
一休湯	田廿三間	壹反六畝三步	菅沼村	小作忠左衛門
一同所	田十三間	壹反九畝六步	同	人作り
一同所	田廿八間	式反五畝六步	湯舟村	市左衛門持

湯舟村	市左衛門持	人
同	同	人
同	同	人
同	同	人
同	同	人
湯舟村	市左衛門持	人
菅沼村	小作忠左衛門	人
同	同	人
湯舟村	市左衛門持	人

一田所		三反五畝拾四歩	同	人
一田	廿四間八分			
一田所遺下島		貳反四畝廿歩	同	人
一田	三十間七分			
一水之元		壹反九畝廿四歩	同	人
一田	廿七間四分			
一田所遺下		壹反六畝拾四歩	菅沼村 七郎左衛門作り	
一田	三十間八分			
一田所		八畝歩	同村	同人作り
一田	十廿間			
一田所		壹反三畝六歩	同村	五左衛門作り
一田	十三間六分			
一田所		壹反六歩	同村	兵左衛門作り
一田	九間拾四分			
一田所		壹反廿四歩	同村	七郎左衛門作り
一田	十廿七間			
一田所		七畝歩	同村	太郎兵衛作り
一田	十五間			
一田所		六畝廿壹歩	同村	藤左衛門作り
一田	十七間半			
一田所		壹反九畝拾歩	湯舟村	市左衛門持
一田	廿九間			
一田所		壹反六歩	同	人持
一田	九間三分			

326

一打越	同	新田	善左衛門持
一田	十三六間	湯舟村	市左衛門持
一田	十八間	新田	久右衛門作り
一田	廿六間	同	人作り
一田	三十間	菅沼	権三郎作り
一田	廿七間	同村	庄三郎作り
一田	廿八間	同村	善三郎作り
一田	廿九間	同村	伝左衛門作り
一田	三十間	同村	七郎右衛門作
一田	三十一間	同村	勘右衛門作
一田	三十二間	同村	六郎右衛門作り
一田	三十三間	同村	甚左衛門作
一田	三十四間		
一田	三十五間		
一田	三十六間		
一田	三十七間		
一田	三十八間		
一田	三十九間		
一田	四十間		
一田	四十一間		
一田	四十二間		
一田	四十三間		
一田	四十四間		
一田	四十五間		
一田	四十六間		
一田	四十七間		
一田	四十八間		
一田	四十九間		
一田	五十間		

新田	善左衛門持
湯舟村	市左衛門持
新田	久右衛門作り
菅沼	同 人作り
同村	権三郎作り
同村	庄三郎作り
同村	善三郎作り
同村	伝左衛門作り
同村	七郎右衛門作
同村	勘右衛門作
同村	六郎右衛門作り
同村	甚左衛門作

一同所 一田	廿五 武間	八畝廿四步	同村	九兵衛作
一同所 一田	廿六 武間	壹反貳畝廿四步	同村	伝四郎作
一同所 一田	廿五 武間	三反六畝拾貳步	湯舟村	市左衛門持
十月四日				
亥十月五日但し一日目之覚				
一笹 一田	十三 武間	貳反七畝廿三歩	菅沼村	重右衛門作り
一同所 一田	十五 武間	三反壹畝廿貳歩	同村	同 人作り
一同所 一田	七十 武間	五畝四歩	菅沼	源左衛門作り
一休場 一田	十三 武間	壹反八畝四歩	同村	同 人作り
一同所 一田	廿三 武間	貳反三畝拾四歩	同村	五郎右衛門作
一同所 一田	廿九 武間	貳反貳畝三歩	吉久保	太左衛門作
一同所 一田	十四 武間	貳反五畝十五歩	同村	半兵衛

327

3 村の開発

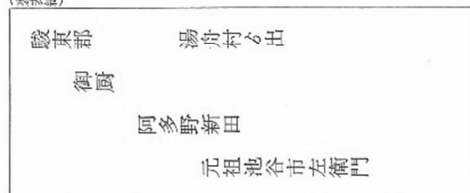
一田所 田	十四 七 九 半間	式反八畝十七歩	菅沼 与兵衛作り	一田所 田	十七 六 間	九畝貳歩	同村 同人作り
一山 田	廿 六 間	壹反壹畝八歩	同村 権太郎作り	一田所 田	十五 九 間	三反貳畝廿八歩	同人 同人作り
一田所 田	廿 六 間	壹反五畝十四歩	同村 九兵衛作	一水 田	十三 三 間	壹反拾歩	湯舟 市左衛門持
一田所 田	十四 六 八 間	貳反五畝十八歩	同村 甚左衛門作	一池 田	十五 七 間	八畝十五歩	吉久 保村 茂右衛門作り
一田所 田	廿 九 間	壹反五畝六歩	同村 三郎兵衛作	一田所 田	七十 九 間	四畝拾三歩	同村 七兵衛作り
一田所 田	廿 六 間	壹反五畝廿貳歩	同村 伝四郎作	一田所 田	十 九 間	六畝十歩	同村 次左衛門作り
一田所 田	十三 六 間	壹反六畝歩	同村 清九郎作	一田所 田	七 三 間	七畝歩	同村 同人作り
一田所 田	廿 七 間	壹反八畝歩	下原 甚十郎作	一さ 田	三十 三 間	七反八畝三歩	湯舟 市左衛門持
一六 田	十四 四 間	三反貳畝歩	菅沼 善右衛門作	一清 田	十 四 間	五畝拾八歩	棚頭 村 藤左衛門作
一田所 田	廿 七 間	貳反八畝廿四歩	同村 伝四郎作	一田所 田	十八 八 間	八畝十貳歩	同村 同人作り
一田所 田	廿 三 間	壹反貳畝八歩	同村 与惣左衛門作	一田所 田	七 七 間	六畝九歩	同村 惣右衛門作
一山 田	十三 三 間	五畝六歩	新田 久右衛門作	一田所 田	十 七 間	七畝廿歩	吉久 保 源八郎作
一田所 田	七 三 六 間	八畝拾貳歩	同村 藤左衛門作り	一つ 田	十六 五 間	五畝歩	同村 次郎兵衛作
一田所 田	十三 三 間	壹反貳畝三歩	同村 七兵衛作り	一田所 田	六 五 間	五畝歩	同村 忠兵衛作
一清 田	九 七 半間	八畝七歩	吉久 保 権左衛門作り	一田所 田	十三 三 間	壹反三畝歩	菅沼 村 勘右衛門作
一田所 田	九 四 間	七畝六歩	同村 勘左衛門作	一田所 田	十八 八 間	壹反貳畝四歩	同村 八左衛門作
一田所 田	八 四 間	三畝廿貳歩	用沢 村 五郎左衛門作	一田所 田	十 四 間	四畝廿歩	吉久 保村 五右衛門作
一田所 田	十 三 半間	八畝貳歩	同村 八左衛門作り	一田所 田	八 八 間	貳畝四歩	同村 又三郎作
一田所 田	十 七 間	壹反廿三歩	吉久 保 太左衛門作	一田所 田	十 四 間	四畝歩	吉久 保村 長右衛門作
一田所 田	十 八 間	九畝十八歩	同村 六左衛門作	一田所 田	十 四 間	四畝廿歩	同村 八郎右衛門作
一田所 田	十 七 間	六畝拾貳歩	同村 惣左衛門作	一田所 田	十 四 間	五畝十八歩	同村 小左衛門作
一田所 田	十 六 間	六畝拾貳歩	同村 嘉右衛門作	一田所 田	十 四 半間	四畝廿七歩	同村 善右衛門作
一田所 田	十 五 半間	七畝八歩	同村 半十郎作	一田所 田	十 五 半間	四畝十貳歩	同村 六兵衛作
一田所 田	十三 三 間	壹反貳畝歩	同村 勘兵衛作	一田所 田	八 九 半間	五畝十貳歩	同村 勘左衛門作

328

329

一田	上あとの 廿五間半	壹反壹畝八歩	菅沼村 仁左衛門作
一田	廿五間	八畝十歩	同村 新左衛門作
一田	廿三間六分	三反歩	吉久保村 次左衛門作
一田	廿三間	三畝十歩	同村 久右衛門作
一田	廿三間	六畝歩	同村 同人作り
ノ			
一田	亥十月六日但し三日目之覺	六畝壹歩	菅沼村 吉右衛門作
一田	廿六間	五畝廿六歩	同村 清左衛門作
一田	廿三間	壹反三畝廿六歩	同村 伝十郎作
一田	廿三間	貳反貳畝廿四歩	同村 六郎右衛門作
一田	廿三間	壹反壹畝廿歩	菅沼村 清九郎作
一田	廿三間	壹反三畝六歩	同村 七十七郎作
ノ			
一田	廿五間	八畝歩	菅沼村 重右衛門作
一田	廿三間六分	壹反八畝十八歩	同村 七郎右衛門作
一田	廿六間	八畝十六歩	同村 妻左衛門作
一田	廿三間	三畝十歩	同人作
一田	廿四間	九畝拾歩	大高田村 七兵衛作
一田	廿四間	八畝十歩	同村 惣左衛門作
一田	廿四間	貳畝廿四歩	同村 同人作り

右は亥十月四日る六日迄三日之内見分仕舞印置



(阿多野 池谷孔氏蔵)

〔解説〕 善左衛門とともに開発を請負った湯船村市左衛門の

一田	廿三間	四畝六歩	同村 弥兵衛作
一田	廿三間	三畝九歩	同村 茂兵衛作
一田	廿三間	七畝廿三歩	同村 市郎右衛門作
一田	廿三間	四畝歩	同村 佐右衛門作り
一田	廿三間	貳反四畝歩	同村 忠左衛門作り
一田	廿三間	壹反十畝歩	同村 七郎右衛門作り
一田	廿三間	壹反壹畝廿歩	同村 伝左衛門作
一田	廿三間	壹反四畝七歩	同村 七郎右衛門作
一田	廿三間	九畝十六歩	同村 嘉平治作
一田	廿三間	壹反壹畝廿歩	同村 五郎右衛門作
一田	廿三間	壹反壹畝三歩	同村 権右衛門作
一田	廿三間	五畝貳歩	同村 重右衛門作

手になるもので、寛文十一年の検地に際して作成したのであろう。自らを「田地元」としているのが興味深い。検地が三日にわたって行なわれたことも記されている。さきの検地帳では、善左衛門一人の名請となっているが、この検帳の場合実際の作人の名前が記載されているのが特徴である。これにより、菅沼・吉久保・棚頭・用沢など近隣村々の百姓たちが、新田の耕作者であったことがわかる。

125 延宝二年十月 阿多野新田年貢割付状

寅年御厨領阿多野新田御物成可納割付之事

一反別拾六町六畝貳拾壹歩

内

田方拾五町壹反拾四歩 午年々可取付

畑方九反六畝七歩

取永四百八拾壹文 反二五拾文取

ノ

右之通霜月廿日以前急度皆済可仕者也

延宝二年
十月日

小山源兵衛[㊤]
柳吉左衛門[㊤]
井上権兵衛[㊤]
石田庄兵衛[㊤]
渡辺郷左衛門[㊤]
右之村 名主百姓中
(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕阿多野新田に出された最初の年貢割付状である。校地後三年を経過したこの年、寛文八年の取りきめにしたがって、畑方に年貢が賦課されたわけである。畑九反六畝七歩に対し「取永四百八拾壹文」とあることから、畑方年貢は代金(錢)納であり、一反につき五〇文の割で計算されるいわゆる反取法がとられていることもわかる。

126 (二六七四)
延宝二年十一月 長右衛門支配百姓取立につき手形

手形之事

一 今度貴殿御取立被成候阿多野新田へ、此忠右衛門と申

の百姓たちの出作というかたちで行なわれていたが、このうちの何人かは自村から妻子を連れて新田に移り、長右衛門の支配を受ける小作百姓となっていく。ここにあげたのはそのうちの一人で大胡田村出身の忠右衛門であり、同人が阿多野新田へ移るにあたり、大胡田村の名主・組頭が長右衛門に出した身元保証の手形である。

127 (二六七七)
延宝五年十月 阿多野新田年貢割付状

已年御厨領阿多野新田御物成可納割付之事

一反別 式拾五町八反三畝貳歩

内

田畑 拾六町六畝貳拾壹歩 亥年分

此わけ

田方拾五町壹反拾四歩 午年々可取付

畑方九反六畝七歩

取永四百八十壹文 反五拾文取

畑方九町七反六畝拾壹歩 丑年分

者慥成者ニ御座候ニ付、我等請人ニ立、妻子引つれ、貴殿御支配之百姓為致申候、忠右衛門儀本国駿州御厨之内大胡田村ニ代々罷有候者御座候

一 御公儀様御法度之儀ハ不及申、無沙法成儀為致申間敷候、若無沙法成儀仕出、其上貴殿御下知少も相背候は、何時成共立のかせ可申候

一 宗旨之儀ハ代々々法花宗ニ而御座候、御法度之吉利支丹ニ而無御座候、則寺手形取進申候、此忠右衛門ニ付六ヶ敷事出来仕候へ、我等罷出可申候、為後日之名主・組頭判形仕進候、為後日之手形仍而如件

駿州御厨之内大胡田村

延宝貳年 主 忠右衛門[㊤]

寅ノ霜月十三日 同村名主請人 七 兵衛[㊤]

同村組頭請人 仁 兵衛[㊤]

同村同請人 惣左衛門[㊤]

喜多長右衛門殿

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕成立した阿多野新田の耕作は、その大半が近隣村々

取永四貫八百八拾貳文 反五拾文取

永メ五貫三百六拾三文

右之通霜月廿日以前ニ急度皆済可仕者也

延宝五年

十月日

小山源兵衛

柳吉左衛門

井上権兵衛[㊤]

石田庄兵衛[㊤]

(以下欠)

(阿多野 喜多淳隆氏藏)

〔解説〕さきの校地帳において「丑ノ年分」すなわち延宝元年登録とされた畑方分九町七反六畝一歩に対しこの年はじめて年貢が賦課された。免率^①は、すでに延宝二年から賦課されている畑方九反余とかかわらず、反あたり五〇文の割である。これにより、阿多野新田の年貢は一挙に五貫文余へと急増した。